

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 7 日

前橋地方裁判所高崎支部民事執行係

裁判所書記官 中 野 直 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 2 日から 令和 8 年 11 月 10 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 17 日 午前 9 時 00 分 場 所 前橋地方裁判所高崎支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 8 日 午前 10 時 00 分 場 所 前橋地方裁判所高崎支部民事執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 11 月 19 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 11 月 19 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 7 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	960,000 768,000	一括	192,000	43,743	0
1	480,000				
2	480,000				



物 件 目 録

1 所 在 高崎市元島名町字新堀前
地 番 5 9 4 番 3
地 目 宅地
地 積 3 0 0 . 0 0 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

2 所 在 高崎市元島名町字新堀前 5 9 4 番地 3
家屋 番号 5 9 4 番 3
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺 2 階建
床 面 積 1 階 8 8 . 3 0 平方メートル
2 階 2 8 . 9 8 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

物 件 明 細 書

令和 8 年 9 月 1 日

前橋地方裁判所高崎支部民事執行係

裁判所書記官 中 野 直 美

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1, 2】

本件土地及び建物は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 高崎市元島名町字新堀前

地 番 5 9 4 番 3

地 目 宅地

地 積 3 0 0 . 0 0 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

2 所 在 高崎市元島名町字新堀前 5 9 4 番地 3

家屋 番号 5 9 4 番 3

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺 2 階建

床 面 積 1 階 8 8 . 3 0 平方メートル
2 階 2 8 . 9 8 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1



令和8年(ヌ)第8号
令和8年5月11日受理
令和8年7月21日提出

現況調査報告書

前橋地方裁判所高崎支部

執行官 狩 俣 辰 男 ㊟

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 高崎市元島名町字新堀前

地 番 594番3

地 目 宅地

地 積 300.00平方メートル

共有者 A 持分2分の1

2 所 在 高崎市元島名町字新堀前594番地3

家屋 番号 594番3

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺2階建

床 面 積 1階 88.30平方メートル
2階 28.98平方メートル

共有者 A 持分2分の1



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	群馬県高崎市元島名町594番地3（住居表示未実施）		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者ら ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	☒ 本件土地は持分の売却である。 ☒ 本件土地の上空を東京電力パワーグリッド株式会社の送電線が通過している（詳細は「執行官の意見」欄のとおり）。		
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者A ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	☒ 本件建物は持分の売却である。		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 保管開始日 令和 年 月 日 支部 令和 年（ ）第 号		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
（2枚目）

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ A (債務者)	(以下は令和8年6月18日到着の回答書を当職において要約したものである。) 1 私は本件建物に住んでいます。私以外に本件建物に住んでいる人はいません。 2 本件建物の水道管や浄化槽には不具合があります。 3 本件土地と隣地とで境界の争いはありません。 4 近隣から異臭騒音はありません。 5 本件土地建物の共有者である姉のBが本件建物の鍵を持っているかどうかはわかりません。 6 本件土地建物内に姉所有の動産類はあります。 7 本件建物に姉が最後に来たのがいつかはわかりません。 8 東京電力と線下補償契約を作成しています。補償額は3年か5年ごとに20万円程度です。 以 上

執行官の意見

■下記のとおり

1 本件各物件の状況

土地建物位置関係図、間取り図及び添付した写真のとおりである。

2 送電線下の土地の利用制限

(1) 本件土地の上空を東京電力パワーグリッド株式会社（以下「東京電力」という。）の送電線が通過している。東京電力からの回答書の内容は以下の（２）のとおりである。

(2) ①契約面積は本件土地のうち85.36㎡

②土地所有者との間の線下補償契約はない。

③建築物の制限等についての土地所有者との間の契約はない。

③送電線の最下垂時の地表面からの距離は約33.5m（No.107鉄塔より144m地点）。ただし、机上計算のため、より精緻な数値を算出するには測量が必要となる。

上記より、当該地における建築物築造可能高さは28.7m。

④線下地周辺は、電線等に鳥が止まり糞害の懸念がある。

(3) 線下補償契約については当事者の陳述とは一致しないが理由は不明である。建築物等の制限の契約はないが、事実上建築物築造可能高さには限界がある。

信義則上送電線路の撤去を求めることはできないと解されていることから、実質的には上記の高さの制約を買受人は引き受けざるをえないと思われる。

3 売却対象外持分権者Bの占有の有無

(1) 本件土地建物については前所有者の父から令和3年4月6日相続を原因として、債権者により本件債務者及びその姉Bに対し所有権移転の代位登記がされている。

(2) Bはすくなくとも平成13年から県外に居住している。

(3) 本件債務者の陳述によればBとはまったく連絡を取り合っていないとのことである。

(4) 以上のこと及び室内の状況等から、本件建物をBが本件債務者と共に占有しているとはいえず、2枚目記載のとおり本件債務者が単独で占有していると認定した。

4 売却対象外の共有持分

本件土地建物については、債務者が有する共有持分についてのみの売却である。債務者の姉が有する共有持分（2分の1）については売却の対象外である。

そのため、本件土地建物を当然に使用収益できるとは限らないので買受人は留意されたい。

5 その他

前橋地方法務局高崎支局で確認したところ、本件土地には本件建物以外の登記建物は存在しなかった。

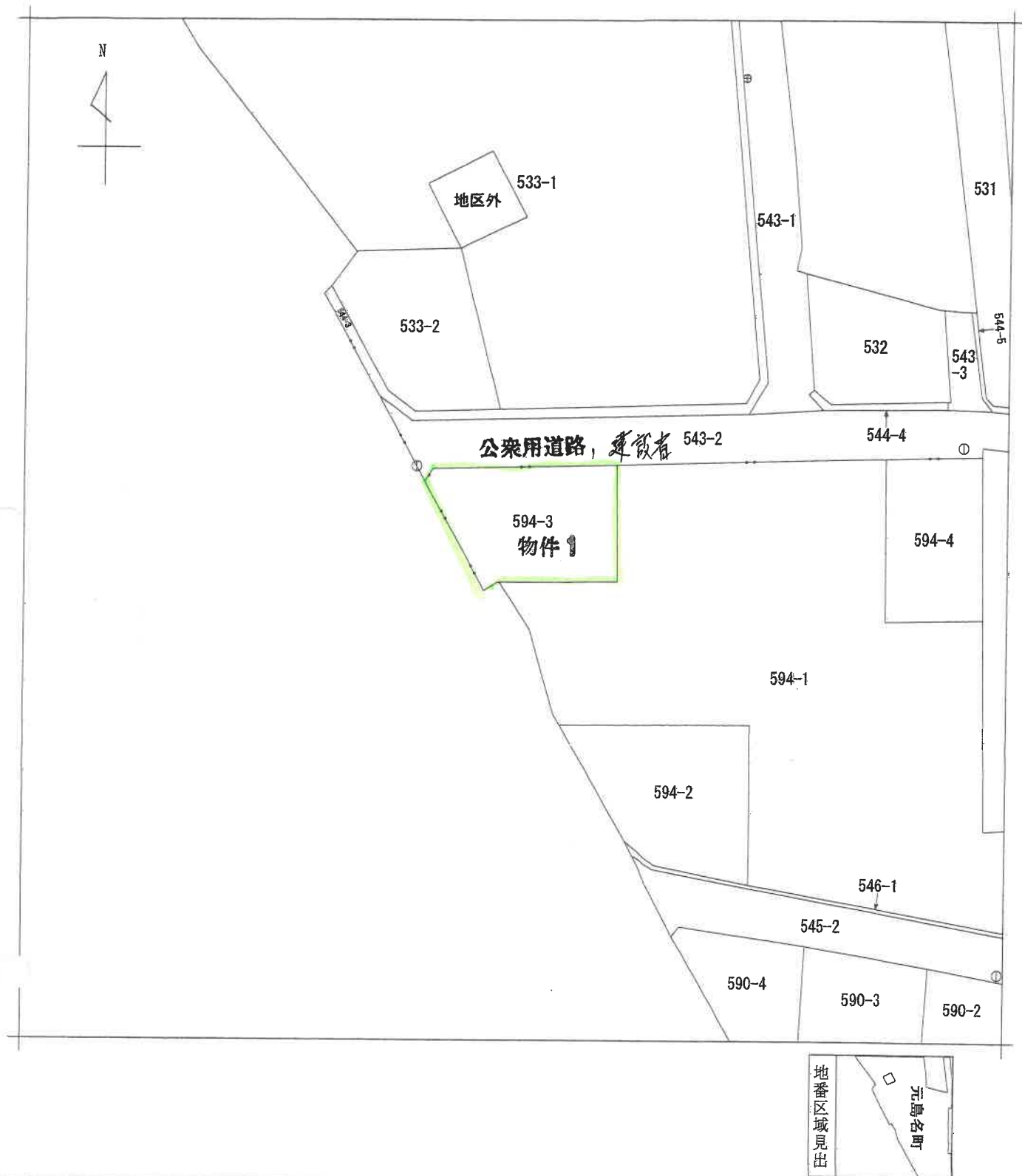
以上

(調査の経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法
令和8年5月12日(火) 15:07 - 15:11	前橋地方法務局高崎支局	☒ 隣地登記事項証明書交付申請 ☒ 隣地公図交付申請 ☒ 本件土地上の本件建物以外の登記建物の有無調査
令和8年5月12日(火) 16:10 - 16:11	高崎市役所 資産税課	☒ 家屋平面図交付申請(5月14日受領) ☒ 土地家屋現況図交付申請(5月14日受領) ☐
令和8年5月14日(木) 11:39 - 11:47	物件所在地	☒ 物件調査 占有調査 境界確認 写真撮影 ☐ ☐
令和8年5月14日(木) -	執行官室	☒ 債務者宛に事務連絡発送(切手110円使用) ☐ ☐
令和8年6月1日(月) 13:20 - 13:41	物件所在地	☒ 物件調査 占有調査 境界確認 立入調査 写真撮影 ☐ ☐
令和8年6月1日(月) -	執行官室	☒ 債務者宛に照会書発送(切手110円×2枚使用) ☒ (上記照会に対する回答書6月18日到着) ☐
令和8年6月1日(月) -	執行官室	☒ 東京電力パワーグリッド(株)宛に照会書発送 ☒ (切手110円×2枚使用。6月30日回答書到着。) ☐
(特記事項) ☐ 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることが予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和8年6月1日 目的物件は不在で施錠されていたが、事前に承諾をえていたので、立会人を立ち会わせないで、所有者から借り受けた鍵で解錠して、建物内に立ち入った。 ☐ 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☒ 令和8年6月1日 評価人同行		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)



請 求 分	所 在	高崎市元島名町字新堀前				地 番	594番3			
出 力 尺	1/500	精 度 区 分	甲三	座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図(法第14条第1項)		種 類	土地改良所在図
作 成 年 月 日	昭和57年2月1日			備 付 年 月 日 (原 図)	昭和57年3月16日			補 記 事 項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(前橋地方法務局高崎支局管轄)

令和8年3月6日

東京法務局

請求番号: 17-1

登記官

(1/1)

A3をA4に縮小コピー

(6 枚目)

2193772

各階平面圖

物階
建各

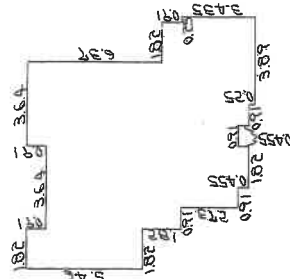
594番3

家屋番号

高崎市元島名町字新堀前 5 9 4 番地 3

昭和五年九月九日

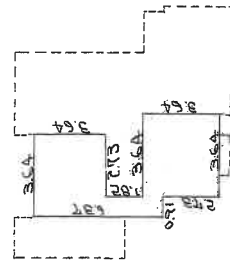
階
I



5.46	x	1.82	=	9.9392
6.37	x	7.20	=	46.3736
0.91	x	3.64	=	3.3124
2.73	x	4.55	=	12.4215
0.455	x	1.82	=	0.82810
0.455	x	0.91	=	0.41405
0.91	x	1.82	=	1.6562
3.435	x	3.89	=	13.36215
				88.30520

1階床面積 88.30㎡

25



3.64	x	3.64	=	13.2426
2.73	x	0.21	=	2.4043
3.64	x	3.64	=	13.2426
				28.8895

2階床面積 20.98㎡



作者

昭和58年9月3日

縮尺 $\frac{1}{250}$

人請申

縮尺 $\frac{1}{500}$

(群馬土地家屋調査士会 用紙)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(前橋地方法務局高崎支局管轄)

令和8年3月6日 東京法務局

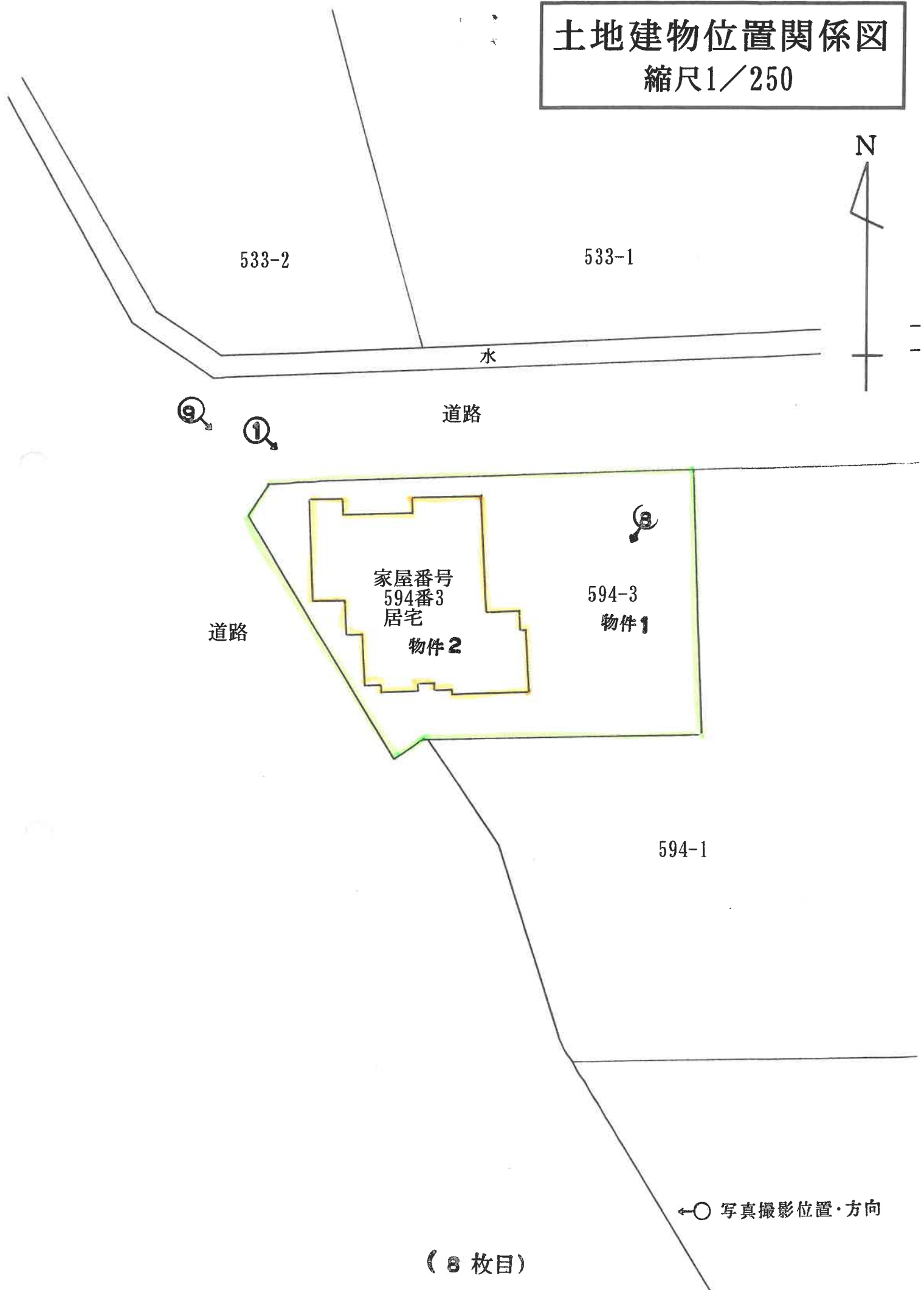
發品官

(7 枚目)

A3をA4に縮小コピー

土地建物位置関係図

縮尺1/250



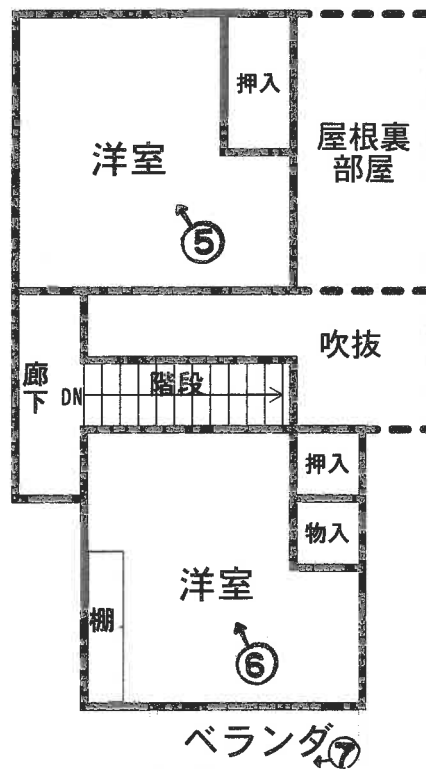
(8 枚目)

建物間取図

1 階



2 階



←○ 写真撮影位置・方向

(9 枚目)



① 外観



② 1階洋室



③ 1階台所



④ 1階和室



⑤ 2階洋室



⑥ 2階洋室



⑦ 2階ベランダ



⑧ 敷地東側



⑨ 敷地上空の
送電線

令和 8 年 (ヌ) 第 8 号
令和 8 年 6 月 1 日 現 地 調 査
令和 8 年 7 月 27 日 評 価
評価書番号 第 石評 3672 号

前橋地方裁判所高崎支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

石 田 寛 印

第1 評価額

一括価格	
金 960,000 円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 480,000 円
物件2 (建物)	金 480,000 円

- 1 一括価格は、物件1～2 の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1 の内訳価格は物件2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	高崎市元島名町字新堀前 5 9 4 番 3 宅地 300.00 m ² 持分 2 分の 1	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	高崎市元島名町字新堀前 5 9 4 番地 3 5 9 4 番 3 居宅 木造スレート葺 2 階建 1階 88.30 m ² 2階 28.98 m ² 持分 2 分の 1	同左
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R 高崎「高崎」駅の北東方・道路距離 5.8 km (別添「位置図」参照)	
付近の状況	当該近隣地域は高崎市元島名町に所在し、関越自動車道の東側に戸建住宅のほか田等が見られる住宅地域である。地域要因に特段の変動が見られないことから今後とも概ね現状維持傾向にて推移するものと予測する。	
主な公法上の規制等 (道路幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 指定なし 70 % 200 % — 浸水想定区域内 (0.5m～3.0m未満)
画地条件	地積 間口・奥行 形状 接道状況 その他	300.00 m ² 間口約 23.0 m、奥行約 14.0 m ほぼ台形地 角地 ほぼ平坦地
接面道路の状況	北側幅員約4.7mの舗装市道（市道F614号線、認定幅員5.0m、建築基準法第42条第1項第1号道路）にほぼ等高に接面する中間画地である。なお、西側には幅員約6.7mの舗装市道（市道F621号線、認定幅員6.4m、建築基準法第42条第1項第1号道路）が存するが、物件1との間に幅員約1.3mの開渠水路が介在しているため当該道路には直接接道していない。	
土地の利用状況等	土地共有者らが物件1土地上に物件2の建物を共有し占有している。	
供給処理施設	上水道 ガス配管 下水道	あり なし なし
	(注) 供給処理施設における「あり」とは対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常の費用で敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうかは不明な場合をいう。	
特記事項	1. 本件土地は周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。 2. 土壌汚染の可能性について調査したところ、土壌汚染対策法の規定による要措置区域若しくは形質変更時届出区域の指定の事実はなく有害物質特定施設の届出もない。よって土壌汚染の端緒は確認できなかった。 3. 本件土地は持分の売却である。 4. 本件土地上空を東京電力パワーグリッド株式会社の送電線が通過している（詳細は執行官現況調査報告書参照）。 5. 本件土地は、都市計画法第43条の開発許可（許可年月日：昭和57年7月30日、許可番号：第43号、用途：分家一般住宅、面積：299m²）を受けているが、建物の建て替えについては改めて許可を取り直す必要がある。なお、具体的な取扱いについては、高崎市開発指導課において個別に確認する必要がある。 6. 本件土地は高速道路本線の沿道に位置しており、通行車両による騒音及び振動の影響を受ける可能性がある。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）	昭和58年8月8日 新築
	経過年数 経済的残存耐用年数	約 43 年 耐用年数満了
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 その他	木造 スレート葺 サイディング、吹付タイル等 クロス、京壁、P合板等 TEX、桎目合板、合板、クロス、ロックウール、バスリブ等 フローリング、畳、クッションフロア、タイル等 電気設備、衛生設備、給排水設備等 屋根裏部屋、吹抜け、ベランダ等
床面積（現況）	1階 2階 延	88.30 m ² 28.98 m ² 117.28 m ²
現 況 用 途 等	階 層 現況用途 間 取 り	2 階 居宅 執行官現況調査報告書参照
品 等	普通	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状況	建物共有者が本建物を住居として使用占有している。	
特 記 事 項	1. 本件建物は持分の売却である。 2. 室内に動産類が多数残置されている。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格 (物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地 価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持ち分 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	31,500	0.43	300.00	0.90	1 / 2	1,829,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 高崎 -13

番号 公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
1 34,800 円/㎡ × 99.7 / 100 × 100 / 100 × 100 / 110 = 31,500 円/㎡

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 画地条件等を考慮した。

◇ 地域格差 : 交通、環境条件格差率等を考慮した。

イ 個別格差率

1 : 0.43 高速道路近接、開発許可の蓋然性、高圧線下地、庭木等含む。

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格 (物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持ち分 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
2 (主)	200,000	117.28	0.015	1 / 2	176,000

ウ 現価率 (減価修正)

物件番号 耐用年数に基づく方法 (定率法) 観察減価法 現価率
残価率 経過 経過 残存
2 (主) : $(3.0\%)^{\frac{43}{43+0}} \times (1-0.50) = 0.015$

観察減価 : 建物の保守管理の状態から上記のとおり査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	1,829,000	0.45	法定地上権	823,000
土地利用権等価格（合計）				823,000

イ 土地利用権等割合： 物件1土地に係る土地利用権等については、敷地利用権を法定地上権と判定し、その割合を45%として査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	1,829,000	-823,000	-	0.80	0.60	480,000
2	176,000	+823,000	-	0.80	0.60	480,000
一括価格（合計）						960,000

ウ 占有減価修正： 必要なし

エ 市場性修正： 物件1及び物件2は共有持分の売却であり、市場の減退が考えられることから、上記のとおり市場性修正として20%を減価する。

オ 競売市場修正： 第2の評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地 価 公 示 : 高 崎 - 13
所 在 : 高崎市矢島町字竹ノ内435番4
価 格 : 34,800 円/m²
位 置 : J R 高崎線「高崎」駅の北東方道路距離約5 km
価 格 時 点 : 令和8年1月1日
地 積 : 283 m²
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 北 7.0 m 市道
用 途 指 定 等 : 市街化調整区域、用途指定なし
(建蔽率 70 % 、 容積率 200 %)

地 域 の 概 要 : 一般住宅のほかアパート等が見られる住宅地域

第7 附属資料の表示

- 1 目的物件の位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写

以 上

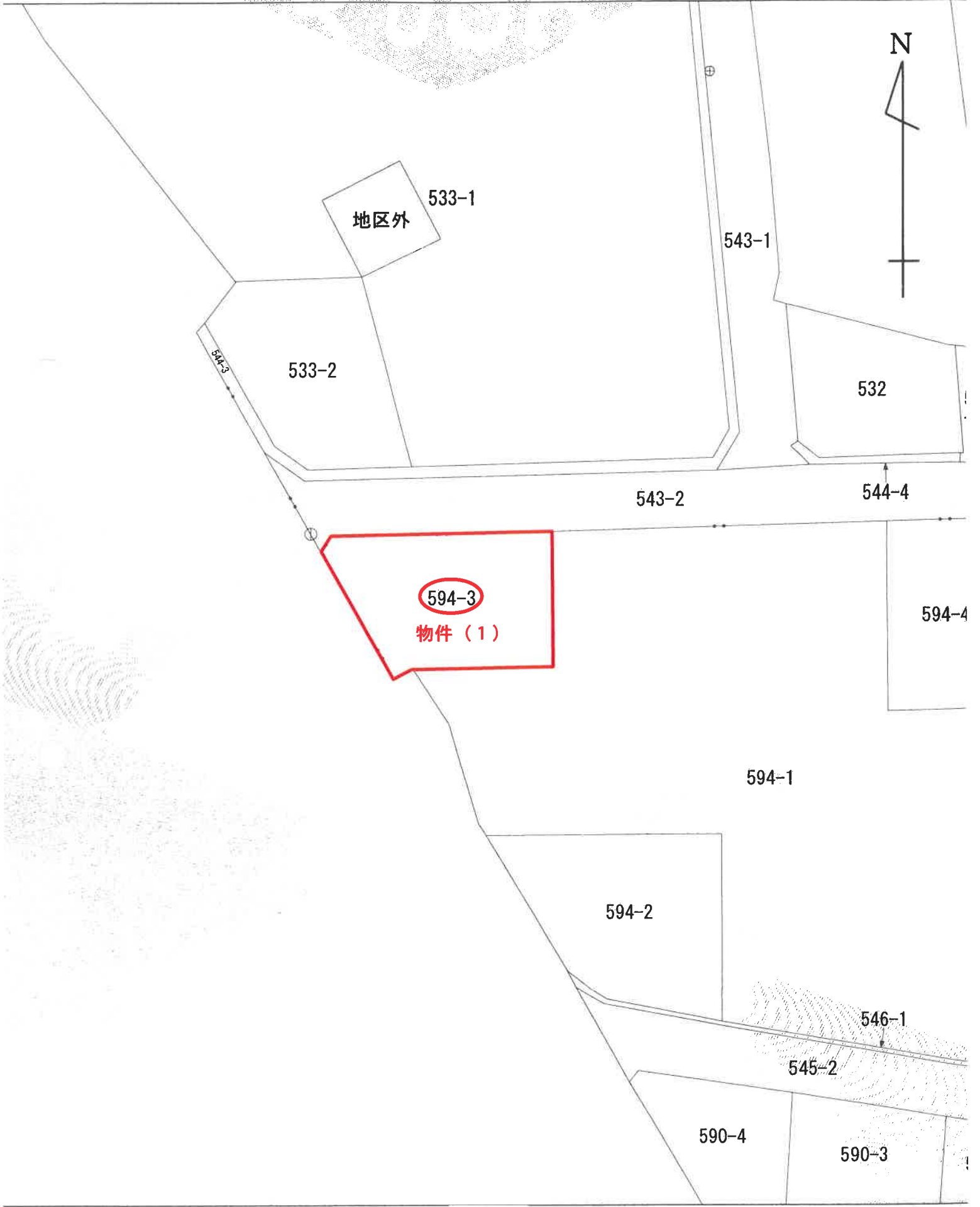
位置図

高崎市 白図
1 : 20,000



評価対象不動産





これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(前橋地方法務局高崎支局管轄)
令和8年3月6日 東京法務局

令和8年3月6日 東京法務局

製品名

- 10 -

請求番号: 17-2

2193772

圖面階各

圖面 圖面 平面 階 物 各 建 各 圖面

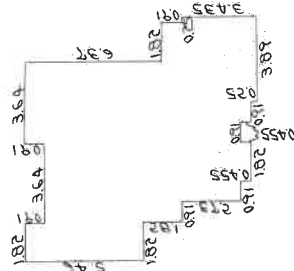
594番3

房屋番号

高崎市元島名町字新堀前 5 9 4 番地 3

建物の所在

階
1

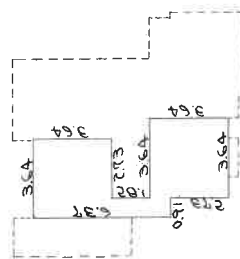


546	x	1.02	=	9.9392
637	x	7.20	=	46.3736
0.91	x	3.64	=	3.3124
2.73	x	4.55	=	12.4215
0.455	x	1.02	=	0.02010
0.455	x	0.91	=	0.41405
0.91	x	1.02	=	1.6562
3.435	x	3.09	=	13.36215
				88.30520

1階床面積

00000

階
2



3.64	x	3.64	=	13.2496
2.73	x	0.91	=	2.4843
3.64	x	3.64	=	13.2496
				28.9035

2階床面積

2000

作者

•
•
•
•
•
•

製作

昭和58年9月3日

縮尺 $1/350$

人
體
由

縮尺 $\frac{1}{500}$

(群馬土地家屋調査士会用品紙)

A 3 を A 4 に縮小

物件 (2)

昭和五年九月九